

国立大学法人京都教育大学男女共同参画推進委員会規程

平成22年 1月18日 制定
令和 3年 3月29日 最終改正

(設置)

第1条 国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）に、本学における男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事（総務・企画担当）
- 二 副学長（労務・財務担当）
- 三 大学教員のうちから学長が指名する者 若干名
- 四 附属学校園の教員のうちから学長が指名する者 若干名
- 五 事務局関係職員のうちから学長が指名する者 若干名
- 六 その他必要に応じて学長が指名する者 若干名

(委員の任期)

第3条 前条第三号、第四号、第五号及び第六号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日を超えることができない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 男女共同参画推進に係る基本方針に関すること
- 二 男女共同参画推進のための企画、立案及び実施に関すること
- 三 男女共同参画推進のための調査及び分析に関すること
- 四 男女共同参画推進のために必要な啓発活動に関すること
- 五 その他男女共同参画推進に関すること

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第2条第一号及び第二号の委員のうちから学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、第2条第三号、第四号、第五号及び第六号の委員のうちから互選により選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専門委員会)

第7条 委員会が必要と認めた時は、専門委員会を置くことができる。

(関係教職員の意見の聴取)

第8条 委員会は、関係教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議により定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務・企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成22年1月18日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。